

奈良県農業生産工程管理推進事業(GAP認証の取得拡大の支援)公募要領

1 目的

国際水準GAPの推進については、県産農産物の輸出拡大など、本県の農業競争力の強化を図る観点から極めて重要である。

本県の国際水準GAPの認証取得拡大の加速度的進展を図るため、本事業ではGAP認証の取得を目指す農業者等を支援する。

2 事業内容と補助対象経費

県は、地域のモデルとなる農業者等が、新規にGAP認証を取得するのに当たって、予算の範囲内において次に掲げる取組に要する費用を助成する。ただし、アの取組は必須とする。

取組事項	対象経費	備考
ア 認証審査	審査費用 審査員旅費	・認証審査、研修指導の受講にあっては、原則として、県の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。 ・認証取得に係る環境整備については、GAP認証取得に必要なものに限る。
イ 認証取得に係る環境整備	設備改修資材導入費 分析費(残留農薬、水質、 土壌等) ICTサービス利用料	
ウ 研修指導の受講	研修指導費用 講師旅費	

3 支援の上限額

支援対象者に対する支援の上限額を別紙のとおり定める。

なお、予算の範囲内での補助のため、上限額での採択ができない場合がある。

4 支援対象者の要件

次の①から⑥に該当する本県に住所地がある者で、また、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。

- ① 農業者
- ② 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。)
- ③ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)
- ④ 農業協同組合
- ⑤ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。)
- ⑥ その他都道府県が支援の対象とすることが適当と認める者

5 事業への応募

応募を希望する者は、奈良県農業生産工程管理推進事業応募申請書(別紙様式第1号)を作成し、管轄の各農林振興事務所または奈良県農林部農業水産振興課に郵送または持参により提出する。受付時間は、8時30分から17時00分までとする。

6 応募期間

第1回 7月10日(水)～7月31日(水)

第2回 8月13日(火)～8月30日(金)

第3回 9月10日(火)～9月30日(月)

第4回 10月10日(木)～10月31日(木)

第5回 11月11日(月)～11月29日(金)

第2回以降の募集の有無は、予算および選定状況による。

7 事業実施主体の選定について

提出された応募申請書は、農業水産振興課で審査を行う。なお、審査は団体認証を最優先とする。個別認証については以下の審査項目における点数の合計で順位付けを行い、予算の範囲内で点数の高い者から選定する。ただし、同点の場合には申請費用が低い者から優先的に選定する。

審査項目	考え方	点数
実需者からの取引用件への対応	GAP認証が、取引先からの要請等に基づいて取得するものであることを優先する。	3点:海外需要への対応 1点:国内需要への対応
取得しようとする認証の種類	輸出などの販路拡大を視野に、GLOBALG.A.P.が既にGFSI承認を得ていること、ASIAGAP Ver.2が日本発GAP認証スキームとしてGFSI承認申請を行っていることなどを考慮して優先順位付けを行う。	3点:GLOBALG.A.P、ASIAGAPVer.2 2点:ASIAGAPVer.1 1点:JGAP
認証の新規取得	既に他のGAP認証又は他のカテゴリーのGAP認証を既に取得している農業者等よりも、新規にGAP認証を取得する者を優先する。	3点:新規取得 2点:既に他のGAP認証を取得 1点:他のカテゴリーのGAPを取得

GAP認証取得に係る支援額の上限設定について

本事業において、支援対象者のGAP認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG.A.P.	295千円
ASIAGAP	150千円
JGAP	130千円

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むものとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、都道府県が定める旅費規程等に基づき旅費相当額の1/2の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG.A.P.	295千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援すること

とする。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事情により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあつては、都道府県が定める旅費規程等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援することも可とする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導(団体の構成員数の平方根+2)日分に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。